

## ロシア銀行理事会決定「In型口座取扱い条件の制定について」

2025年7月31日、ロシア銀行理事会は以下の決定を採択した：

2025年7月1日付ロシア連邦大統領令第436号「外国投資家の権利の追加的な保証について」（以下、「ロシア連邦大統領令第436号」）第3項「a」号にしたがい、外国投資家によるロシア連邦における投資の実施、ならびに金銭ならびにロシアの株式会社の株式、連邦債およびロシアの発行体の債券であってロシアの預託機関がそれに対する権利の集中管理（その強制集中保管）を行うものならびにロシアの投資信託の投資口（以下、「ロシアの有価証券」）の計上管理を目的として、信用金融機関および非信用金融機関によって、外国投資家（その利益のために行動する外国人および当該外国投資家〔当該外国投資家の利益のために行動する外国人〕の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者）に対して開設されるIn型口座につき、その取扱い条件を以下の通り定める。

### 1.1. In型銀行口座の取扱い条件

In型銀行口座には以下に該当する金銭を振り込むことができる：

外国の銀行またはロシア連邦領外に所在するその他の金融市場機関に開設された口座から送金された、ロシア連邦における投資の実施に充てることを目的とする金銭；

ロシア連邦大統領令第436号が定める保証が適用される取引（オペレーション）の実行に際して行われるロシア連邦における投資から得られた金銭；

同じ外国投資家（その利益のために行動する外国人および当該外国投資家〔当該外国投資家の利益のために行動する外国人〕の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者）に対して開設されたIn型銀行口座から引き落とされた金銭、ここにはIn型口座における転換オペレーションの結果として得られた金銭が含まれる；

同じ外国投資家に対して開設されたIn型預金（預託資産）口座から引き落とされた金銭、ここにはIn型口座における転換オペレーションの結果として得られた金銭が含まれる；

In型ブローカー口座、In型特別ブローカー口座、In型信託管理銀行口座、In型通商口座およびIn型特別通商口座から送金された、同じ外国投資家（その利益のために行動する外国人および当該外国投資家〔当該外国投資家の利益のために行動する外国人〕の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者）の金銭、ここにはIn型口座における転換オペレーションの結果として得られた金銭が含まれる；

クリアリング機関が、外国投資家（その利益のために行動する外国人および当該外国投資家〔当該外国投資家の利益のために行動する外国人〕の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者）であるクリアリング参加者に対して返還する、ロシア連邦大統領令第436号にもとづく投資の実施を目的としてクリアリング保証のために引き渡された、クリアリングの担保である金銭；

ロシア連邦大統領令第436号にもとづくロシアの有価証券の新規公開にあたって外国投資家（その利益のために行動する外国人）の利益のために行動する職業的有価証券参加者が取得した当該有価証券の代価として発行体が受け取ったもので、その発行体が、当該の発行が不成立または無効であると認定された場合に当該有価証券の保有者に返還する金銭；

In型銀行口座から誤って引き落とされた金銭。

In 型銀行口座からは、以下の目的のために金銭を引き落とすことができる：

金銭の送金；

In 型銀行口座に誤って振り込まれた金銭の返還。

## 1.2. In 型預金（預託資産）口座の取扱い条件

In 型預金（預託資産）口座には、以下に該当する金銭を振り込むことができる：

外国の銀行またはロシア連邦領外に所在するその他の金融市場機関に開設された口座から送金された、ロシア連邦における投資の実施に充てることを目的とする金銭；

ロシア連邦大統領令第 436 号が定める保証が適用される取引（オペレーション）の実行に際して行われるロシア連邦における投資から得られた金銭；

同じ外国投資家に対して開設された In 型銀行口座から引き落とされた金銭、ここには In 型口座における転換オペレーションの結果として得られた金銭が含まれる；

同じ外国投資家に対して開設された In 型預金（預託資産）口座から引き落とされた金銭、ここには In 型口座における転換オペレーションの結果として得られた金銭が含まれる；

In 型ブローカー口座、In 型特別ブローカー口座、In 型信託管理銀行口座、In 型通商口座および In 型特別通商口座から送金された、同じ外国投資家の金銭、ここには In 型口座における転換オペレーションの結果として得られた金銭が含まれる；

In 型預金（預託資産）口座から誤って引き落とされた金銭。

In 型預金（預託資産）口座からは、以下の目的のために金銭を引き落とすことができる：

外国投資家に対する預金（預託資産）および未払利息の返還；

外国投資家である自然人の指示にもとづく金銭の送金；

In 型預金（預託資産）口座に誤って振り込まれた金銭の返還。

## 1.3. In 型ブローカー口座の取扱い条件

In 型ブローカー口座には、以下に該当する金銭を振り込むことができる：

外国の銀行またはロシア連邦領外に所在するその他の金融市場機関に開設された口座から送金された、ロシア連邦における投資の実施に充てることを目的とする金銭；

ロシア連邦大統領令第 436 号が定める保証が適用される取引（オペレーション）の実行に際して行われるロシア連邦における投資から得られた金銭；

外国投資家（その利益のために行動する外国人および当該外国投資家〔当該外国投資家の利益のために行動する外国人〕の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者）に対して開設された In 型銀行口座から、計上管理を目的として送金された同じ外国投資家の金銭、ここには In 型口座における転換オペレーションの結果として得られた金銭が含まれる；

外国投資家に対して開設された In 型預金口座から、計上管理を目的として送金された、同じ外国投資家の金銭、ここには In 型口座における転換オペレーションの結果として得られた金銭が含まれる；

In 型ブローカー口座、In 型特別ブローカー口座、In 型信託管理銀行口座、In 型通商口座および In 型特別通

商口座から送金された同じ外国投資家（その利益のために行動する外国人および当該外国投資家〔当該外国投資家の利益のために行動する外国人〕の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者）の金銭、ここには In 型口座における転換オペレーションの結果として得られた金銭が含まれる；

クリアリング機関が、外国投資家（その利益のために行動する外国人および当該外国投資家〔当該外国投資家の利益のために行動する外国人〕の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者）であるクリアリング参加者に対して返還する、ロシア連邦大統領令第 436 号にもとづく投資の実施を目的としてクリアリング保証のために引き渡された、クリアリングの担保である金銭；

ロシア連邦大統領令第 436 号にもとづくロシアの有価証券の新規公開にあたって外国投資家（その利益のために行動する外国人）の利益のために行動する職業的有価証券参加者が取得した当該有価証券の代価として発行体が受け取ったもので、その発行体が、当該の発行が不成立または無効であると認定された場合に当該有価証券の保有者に返還する金銭；

In 型ブローカー口座から誤って引き落とされた金銭。

In 型ブローカー口座からは、以下の目的のために金銭を**引き落とす**ことができる：

金銭の送金；

In 型ブローカー口座に誤って振り込まれた金銭の返還。

#### **1.4. In 型特別ブローカー口座の取扱い条件**

In 型特別ブローカー口座には、以下に該当する金銭を**振り込む**ことができる：

外国の銀行またはロシア連邦領外に所在するその他の金融市場機関に開設された口座から送金された、ロシア連邦における投資の実施に充てることを目的とする金銭；

ロシア連邦大統領令第 436 号が定める保証が適用される取引（オペレーション）の実行に際して行われるロシア連邦における投資から得られた金銭；

外国投資家（その利益のために行動する外国人および当該外国投資家〔当該外国投資家の利益のために行動する外国人〕の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者）に対して開設された In 型銀行口座から、計上管理を目的として送金された、同じ外国投資家の金銭、ここには In 型口座における転換オペレーションの結果として得られた金銭が含まれる；

外国投資家に対して開設された In 型預金口座から、計上管理を目的として送金された、同じ外国投資家の金銭、ここには In 型口座における転換オペレーションの結果として得られた金銭が含まれる；

In 型ブローカー口座、In 型特別ブローカー口座、In 型信託管理銀行口座、In 型通商口座および In 型特別通商口座から送金された、同じ外国投資家（その利益のために行動する外国人および当該外国投資家〔当該外国投資家の利益のために行動する外国人〕の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者）の金銭、ここには In 型口座における転換オペレーションの結果として得られた金銭が含まれる；

クリアリング機関が、外国投資家（その利益のために行動する外国人および当該外国投資家〔当該外国投資家の利益のために行動する外国人〕の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者）であるクリアリング参加者に対して返還する、ロシア連邦大統領令第 436 号にもとづく投資の実施を目的としてクリアリング保証のために引き渡された、クリアリングの担保である金銭；

ロシア連邦大統領令第 436 号にもとづくロシアの有価証券の新規公開にあたって外国投資家（その利益のために行動する外国人）の利益のために行動する職業的有価証券参加者が取得した当該有価証券の代価として発行体が受け取った金銭を、その発行体が、当該の発行が不成立または無効であると認定された場合に当該有価証券の保有者に返還する金銭；

In 型特別ブローカー口座から誤って引き落とされた金銭。

In 型特別ブローカー口座からは、以下の目的のために金銭を**引き落とす**ことができる：

金銭の送金；

In 型特別ブローカー口座に誤って振り込まれた金銭の返還。

### 1.5. In 型信託管理銀行口座の取扱い条件

In 型信託管理銀行口座には、以下に該当する金銭を**振り込む**ことができる：

外国の銀行またはロシア連邦領外に所在するその他の金融市場機関に開設された口座から送金された、ロシア連邦における投資の実施に充てることを目的とする金銭；

ロシア連邦大統領令第 436 号が定める保証が適用される取引（オペレーション）の実行に際して行われるロシア連邦における投資から得られた金銭；

外国投資家（その利益のために行動する外国人および当該外国投資家〔当該外国投資家の利益のために行動する外国人〕の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者）に対して開設された In 型銀行口座から、計上管理を目的として送金された、同じ外国投資家の金銭、ここには In 型口座における転換オペレーションの結果として得られた金銭が含まれる；

外国投資家に対して開設された In 型預金口座から、計上管理を目的として送金された同じ外国投資家の金銭、ここには In 型口座における転換オペレーションの結果として得られた金銭が含まれる；

In 型ブローカー口座、In 型特別ブローカー口座、In 型信託管理銀行口座、In 型通商口座および In 型特別通商口座から送金された、同じ外国投資家（その利益のために行動する外国人、および当該外国投資家〔当該外国投資家の利益のために行動する外国人〕の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者）の金銭、ここには In 型口座における転換オペレーションの結果として得られた金銭が含まれる；

クリアリング機関が、外国投資家（その利益のために行動する外国人および当該外国投資家〔当該外国投資家の利益のために行動する外国人〕の利益のために行動する職業的有価証券市場参加者）であるクリアリング参加者に対して返還する、ロシア連邦大統領令第 436 号にもとづく投資の実施を目的としてクリアリング保証のために引き渡された、クリアリングの担保である金銭；

ロシア連邦大統領令第 436 号にもとづくロシアの有価証券の新規公開にあたって、外国投資家（その利益のために行動する外国人）の利益のために行動する職業的有価証券参加者が取得した当該有価証券の代価として発行体が受け取ったもので、その発行体が、当該の発行が不成立または無効であると認定された場合に当該有価証券の保有者に返還する金銭；

In 型信託管理銀行口座から誤って引き落とされた金銭。

In 型信託管理銀行口座からは、以下の目的のために金銭を**引き落とす**ことができる：

金銭の送金；

In 型信託管理銀行口座に誤って振り込まれた金銭の返還。

### 1.6. In 型証券口座（クリアリング証券口座付随 In 型証券副口座）の取扱い条件

In 型証券口座（クリアリング証券口座付随 In 型証券副口座）には、以下に該当するロシアの有価証券を**振り替える**ことができる：

不特定多数の取引参加者を対象とした提示にもとづく取引所取引において締結された契約から発生した債務のクリアリング実施を受けて行われる決済に用いられるロシアの有価証券；

クリアリング機関が返還する、ロシア連邦大統領令第 436 号にもとづく投資の実施を目的としてクリアリング保証のために引き渡された、クリアリングの担保であるロシアの有価証券；

ロシアの有価証券に対する権利の移転なしにオペレーションが行われる場合に、他の In 型証券口座（クリアリング証券口座付属 In 型証券副口座、および In 型個別口座）から引き出されたロシアの有価証券；

In 型証券口座（クリアリング証券口座付属 In 型証券副口座）に計上されているロシアの有価証券の併合（分割）および転換（交換）が、1995 年 12 月 26 日付連邦法第 208-FZ 号「株式会社について」（以下、連邦法第 208-FZ 号）および 2001 年 11 月 29 日付連邦法第 156-FZ 号「投資ファンドについて」（以下、連邦法第 156-FZ 号）が定める場合および手順にしたがって行われる場合における、当該のロシアの有価証券；

In 型証券口座（クリアリング証券口座付属 In 型証券副口座）から誤って引き出されたロシアの有価証券；

発行体の発行口座（発行口座の通商部分）（有価証券の発行にあたって発行した有価証券を計上することを目的とするブローカー口座）から引き出されるロシアの有価証券；

それに対する権利の計上管理が In 型証券口座（クリアリング証券口座付属 In 型証券副口座）において行われているロシアの株式会社の株式にもとづく配当の支払いに用いられるロシアの有価証券；

不定の者の口座または名義上の保有者の顧客の口座から引き出されるロシアの有価証券；

1996 年 4 月 22 日付連邦法第 39-FZ 号第 8.5 条第 11 項第 2 号の要求事項の履行に用いられるロシアの有価証券。

In 型証券口座（クリアリング証券口座付属 In 型証券副口座）からは、以下に該当するロシアの有価証券を引き出すことができる：

不特定多数の取引参加者を対象とした提示にもとづく取引所取引において締結された契約から発生した債務のクリアリング結果にもとづく決済が行われる場合における、当該のロシアの有価証券；

ロシアの有価証券に対する権利の移転なしにオペレーションが行われる場合に、他の In 型証券口座（クリアリング証券口座付属 In 型証券副口座、および In 型個別口座）への振替を目的として引き出されるロシアの有価証券；

In 型証券口座（クリアリング証券口座に付属して開設された In 型証券副口座）に計上されているロシアの有価証券の併合（分割）、償還、転換（交換）、買戻しおよび取得が、連邦法第 208-FZ 号および連邦法第 156-FZ 号が定める場合および手順にしたがって行われる場合における、当該のロシアの有価証券；

ロシアの有価証券に対する権利が一般的な権利継承手順にしたがってある者から他の者に移転される場合に、他の型の証券口座（個別口座）への当該有価証券への振替に充てられるロシアの有価証券；

In 型証券口座（クリアリング証券口座付属 In 型証券副口座）に誤って振り替えられたロシアの有価証券；

In 型証券口座（クリアリング証券口座付属 In 型証券副口座）に計上されているロシアの有価証券の司法手続きによる差押えが行われる場合において、他の型の証券口座（個別口座）への当該有価証券の振替に充てられるロシアの有価証券；

預託契約の破棄、および In 型証券口座が開設されている預託機関による預託事業もしくは名義上の保有者機能の停止に際して振り替えられるロシアの有価証券、ただし、その振替が同じ者に対して開設された In 型個別口座、名義上の保有者の顧客の口座または名簿管理人が開設した不定の者の口座に対して行われることを条件とする；

In 型証券口座に計上されているロシアの有価証券が連邦法第 39-FZ 号の定める場合および手順にしたがって償還される際に、当該有価証券の発行体がこれを取得する場合における、当該のロシアの有価証券；

ロシア連邦大統領令第 436 号にもとづくロシアの有価証券の新規公開の際に、外国投資家（その利益のために行動する外国人）の利益のために行動する職業的有価証券参加者によって取得された有価証券の発行が不成立または無効であると認定された場合における、当該のロシアの有価証券；

連邦法第 39-FZ 号第 8.5 条第 11 項第 1 号が定める要求事項の履行に充てられるロシアの有価証券。

### 1.7. In 型個別口座の取扱い条件

In 型個別口座には、以下に該当するロシアの有価証券を**振り替える**ことができる：

ロシアの有価証券に対する権利の移転なしに他の In 型個別口座（In 型証券口座、クリアリング証券口座付属 In 型証券副口座）から引き出されたロシアの有価証券；

In 型個別口座に計上されているロシアの有価証券の併合（分割）および転換（交換）が、連邦法第 208-FZ 号および連邦法第 156-FZ 号が定める場合および手順にしたがって行われる場合における、当該のロシアの有価証券；

In 型個別口座から誤って引き出されたロシアの有価証券；

発行体の発行口座からの引出に関連するロシアの有価証券；

それに対する権利の計上管理が In 型証券口座（クリアリング証券口座付属 In 型証券副口座）において行われているロシアの株式会社の株式にもとづく配当の支払いに用いられるロシアの有価証券；

不定の者の口座からの引出に関連するロシアの有価証券。

In 型個別口座には以下に該当するロシアの有価証券を**引き出す**ことができる：

ロシアの有価証券に対する権利の移転なしでの他の In 型個別口座（In 型証券口座、クリアリング証券口座付属 In 型証券副口座）への振替に充てられるロシアの有価証券；

In 型個別口座に計上されているロシアの有価証券の併合（分割）、償還、転換（交換）、買戻しおよび取得が、連邦法第 208-FZ 号および連邦法第 156-FZ 号が定める場合および手順にしたがって行われる場合における、当該のロシアの有価証券；

ロシアの有価証券に対する権利が一般的権利継承手順にしたがってある者から他の者に移転される場合における、他の者の証券口座（個別口座）への当該有価証券の振替に充てられるロシアの有価証券；

In 型個別口座に誤って振り替えられたロシアの有価証券；

In 型証券口座に計上されているロシアの有価証券の司法手続きよる差押えが行われる場合において、他の型の個別口座（証券口座）への当該有価証券の振替に充てられるロシアの有価証券；

ロシア連邦大統領令第 436 号にもとづくロシアの有価証券の新規公開の際に、外国投資家（その利益のために行動する外国人）の利益のために行動する職業的有価証券参加者によって取得された当該有価証券の発行が不成立または無効であると認定された場合における、当該のロシアの有価証券。

ロシア銀行理事会決定「In 型口座の取扱い条件の制定について」は、情報通信網「インターネット」上におけるロシア銀行公式ウェブサイトに掲載された日よりこれを適用する。